

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 情報通信の技術を利用する方法により行
わせ、又は行うことができる手続等の指定
の一部改正

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
の辞退

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機
関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機
関の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機
関の指定の辞退

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止
保安林の解除予定

○ 土地収用法に基づく事業の認定

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の

担当課（室）

税務課

健康推進課

〃

障害福祉課

〃

長寿社会課

治山課

監理課

県民生活交通課

〃

〃

目次

申請

〃

○ 種畜証明書の書換交付

○ 県営土地改良事業の換地処分

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

○ 随意契約の相手方の決定

【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指
定の一部改正

（県例規集登載）

担当課（室）

〃

畜産課

耕地課

建築指導課

警察本部会計課

選挙管理委員会

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

◎岡山県告示第四十六号

平成十六年岡山県告示第九十七号（情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年二月五日から施行する。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一の表二の項を次のように改める。

二 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）		第四十一 条	法人の県民税の申告
第四十九 条第一項	法人の事業税の申告	第四十九 条第四項	法人の事業税の修正申告
第四十九 条第五項	税務官署の更正又は決定に係る法人の事業税の修正申告	第五十二 条の二第 一項	法人の設立等の届出
第五十二 条の二第 二項	法人の届出事項の変更の届出	第九十七 条第一項	自動車取得税の申告（別に定めるところにより電子情報処理組織を

一の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削り、六の項を四の項とし、七の項を五の項とし、八の項及び九の項を削り、十の項を六の項とし、十一の項から四十八の項までを四項ずつ繰り上げる。

	第一百十条 第一項	自動車税の申告（別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して行わせることができることとされているものに限る。）
	使用して行わせることができることとされているものに限る。）	

◎岡山県告示第四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人社団あずま会あずま会倉敷病院

倉敷市四十瀬二九八一五

平成三十年二月一日

◎岡山県告示第四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

有限会社ミユキ薬局

倉敷市水島西栄町四―二二

平成三十年二月一日

ミユキ薬局倉敷駅前店

倉敷市阿知一―七一

平成三十年二月一日

◎岡山県告示第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

大谷薬局

赤磐市沼田一二六〇一

調剤

平成三十年一月一日

◎岡山県告示第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

訪問看護ステーションあおぞら

赤磐市桜が丘西四一―一

訪問看護（腎臓）

平成三十年二月一日

◎岡山県告示第五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

大谷薬局

赤磐市沼田一二六〇一

調剤

平成二十九年十二月三十一日

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

◎岡山県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスひだまり

2 所在地

岡山県笠岡市今立二一二七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ドリーム

2 所在地

岡山県笠岡市今立二二二八―三

三 廃止年月日

平成三十年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇六一七

五 サービスの種類

介護予防通所介護

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

◎岡山県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

和気郡和気町北山方字芝尾三二二四の二九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

社会福祉法人薫風会

二 事業の種類

地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市東塚一丁目地内

2 使用の部分 岡山県倉敷市東塚一丁目地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人薫風会は、本件事業に要する経費について財源措置を講じており、また、昭和四十八年に法人を設立して以来、第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム事業）、第二種社会福祉事業（老人デイサービスセンター事業、老人居宅介護等事業、老人短期入所事業、認知症対応型共同生活援助事業、障害福祉サービス事業及び小規模多機能型居宅介護事業）の事業を運営している実績があることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、倉敷市福田圏域に地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業

所の複合施設として建設し、運営することで、住まい、医療、介護、介護予防及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの要となることから、地域における社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①住宅地に近い立地であること、②事業費が廉価であること、③事業予定地が幅員四メートル以上の道路と接していることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、地域の住民からその実現に対する要望が強く、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

〔三八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

N P O 法人 W h e e l W o r k s

三 代表者の氏名

相川 雅子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島黒崎二〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、岡山県内においてバイクミーティングを開催し、運転者の交通マナーの向上、子ども達に対する交通安全教育に関する事業を行い、交通事故のない社会、飲酒運転の撲滅を目指し、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

〔三九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いーなプロジェクト

三 代表者の氏名

谷本 尚子

四 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町小座五二一番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、鏡野町を中心とした近隣の美作地域の住人に対して、地域おこし、子育て支援・教育、コミュニティの発展などに関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。

〔四〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人One

三 代表者の氏名

田村 操希

四 主たる事務所の所在地

岡山市中区国富一丁目一番一五―七〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、就労意欲のある障害者に対して、主に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、障害者の就労促進、自立に寄与することを目的とする。また、障害者、ニート、ひきこもり、障害の疑いのある方が利用できる居場所を提供し相談支援を行う事により、自立に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、特定非営利活動に係る事業の種類及び主たる事務所の所在地

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

〔四一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みどり

三 代表者の氏名

増地 浩一

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町田原下一〇八三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、福祉運送及び介護保険法による訪問介護に関する事業並びに居宅介護支援事業等を行い、社会福祉事業に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四二〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり書換交付した旨の通報を受けた。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原 隆 太

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11363157363	種畜の名前の変更	福久増	増梨絵2885
11363157363	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	岡山県津山市宮部下415 一般社団法人家畜改良事業団岡山種雑牛センター	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

〔四三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

井原地区 烏頭工区

二 換地処分年月日

平成三十年一月十日

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

〔四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一六四―一プロヌーブKEN A棟一〇二

杉山 僚

杉山 春香

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇七号

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

〔四五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年二月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名
運転者管理システム汎用電子計算機等の再賃貸借
- 二 借入期間
平成三十年一月一日から同年十二月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十九年十一月三十日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五番三号
- 六 契約金額
一月当たり五、一五七、七〇二円（うち消費税額及び地方消費税の額三八二、〇五二円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

◎岡山県選管告示第五号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年一月二十三日から適用する。

平成三十年二月二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム白樺	岡山市中区湯迫一九一	を
特別養護老人ホーム白樺	岡山市中区湯迫一九一	を
地域密着型特別養護老人ホーム笑福亭	岡山市中区桑野五二五一 一二五	に、
特別養護老人ホーム若宮園	岡山市南区箕島三五六 一	を
カーサ・クラ・益野 特別養護老人ホーム若宮園	岡山市東区松新町二〇六 一	に、
井原市偕楽園	井原市上出部町四季が丘 二〇一五	を

平成30年2月2日 岡山県公報 第11961号

特別養護老人ホームせとの夢	養護老人ホーム楽々園	養護老人ホーム楽々園	井原市偕楽園	特別養護老人ホーム海
瀬戸内市邑久町虫明六二六八―二	九 瀬戸内市邑久町北池一六	九 瀬戸内市邑久町北池一六	二〇―五 井原市上出部町四季が丘	笠岡市横島一九四四―一

に改める。

を

に、